

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	三国町油屋 (油屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月13日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への集積率は100%であり、農地の集積は完了している。
規模縮小の予定はなく、地域の農地を安定して経営していけるといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を生産する農家は、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。
生産調整は集落全体のブロックローテーションで取組んできており、これからも地域の中心となる経営体である農事組合法人油屋水稻生産組合が中心となって取組を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積・集団化は十分に行われており、現状を維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成27年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

4 変更申請履歴

目標地図における農業を担う者が耕作する農地の除外1筆【農地転用】(令和8年7月)
--